

景観計画
届出制度

「にかほ市景観計画」に基づく届出制度が始まります

7月1日以降、市全域で一定規模以上の建築物の建築または工作物の建設等を行うなどの景観への影響が大きい行為を行う場合は、市への届出が必要となります。

【届出の対象となるもの】

- ▶ 建築物の建築等（新築、増築、改築など）
- ▶ 工作物の建設等
 - ・ さく、塀、擁壁等
 - ・ 煙突、記念碑等
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ 風力発電設備
- ▶ 屋外における物品の集積または貯蔵
- ▶ 土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更

【いずれも一定規模以上のものが対象】

- ▶ 建築物の建築等
 - ・ 高さが13mまたは延べ面積が1,000㎡を超えるもの（一般景観ゾーン）
- ▶ 工作物の建設等
 - ・ さく、塀、擁壁等の設置で高さが3mを超えるもの
 - ・ 太陽光発電設備の設置で築造面積10㎡を超えるもの（ただし、住宅用を除く）
 - ・ 風力発電設備の設置で高さ10m（ブレードを含む）を超えるもの

※届出の規模など詳しくは、にかほ市景観計画の確認または建設課へお問い合わせください。

【届出する前に相談を】

計画を立案した段階で、景観形成基準に準じた事前調整や協議などを行いますので、必ず建設課へご相談ください。「にかほの景観を守り育む条例」、「にかほ市景観計画」は、市HPまたは建設課窓口で確認できます。

※6月30日までは「秋田県の景観を守る条例」に基づいた届出対象、届出規模が適用されますのでご注意ください。



鉾立からの望む仁賀保高原の風車群



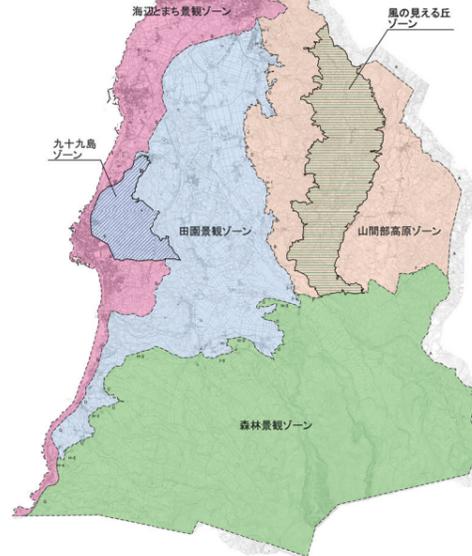
象潟漁港から望む鳥海山

景観計画
区域

景観計画区域は「にかほ市全域」です。地域の景観特性などを踏まえて、景観計画区域を大きく4つのゾーン（一般景観ゾーン）に区分し、さらに特徴的な景観特性をもち、にかほの景観を形成するうえで特に重要と考えられる区域を重点景観ゾーンとして定めています。

区分	ゾーン概要
景観計画区域	にかほ市全域
森林景観ゾーン	鳥海山の豊かな自然の保全と活用が図れるような景観に誘導していくゾーン
山間部高原ゾーン	高原の自然が保全されるような景観に誘導していくゾーン
【重要景観ゾーン】 風に見える丘ゾーン	高原の自然と風車とが調和した本市の新たな観光スポットとして活用できるような景観に誘導していくゾーン
田園景観ゾーン	田園（農地）と集落が調和する景観に誘導していくゾーン
【重要景観ゾーン】 九十九島ゾーン	歴史・文化の拠点として、その景観の保全と活用が図られる景観に誘導していくゾーン
海辺とまち景観ゾーン	各地域にあった景観へ誘導していくゾーン

にかほ市景観計画区域
(にかほ市全域)



九十九島と鳥海山

「にかほの景観を守り育む条例」を制定

～令和2年7月1日から「にかほ市景観計画」に基づく届出制度が始まります～

「自然と暮らしが調和する持続可能な美しい都市（まち）にかほ」の実現に向けた景観形成や景観誘導を計画的に進めるとともに、地域の特色に根ざした景観まちづくりを積極的に推進し、市民の生活環境やまちへの愛着心の向上、地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、「にかほの景観を守り育む条例」が令和2年3月に制定されました。

これにより、にかほ市景観計画に定める景観形成の目標を達成していくため、市民、事業者、行政が一体となって、景観まちづくりに対する意識の共有化を図り、良好な景観の保全と活用に取り組んでいけるようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問 建設課 建設管理班 ☎ 38-4307

景観形成の
目標(将来像)

自然と暮らしが調和した持続可能な都市にかほ
～地域の特色に根ざした暮らしと営みを育む景観まちづくり～

鳥海山の「豊かな自然景観」や風車と自然が調和する「仁賀保高原の景観」、にかほの原風景となっている「田園景観」や夕日が眺望できる「海辺と市街地の景観」などは、長い年月をかけ、人々が守り育ててきた貴重な景観です。恵まれた自然景観や田園景観の保全と活用、市民生活に最も身近な市街地景観の向上、風車が魅力的な景観として活用されるよう誘導等を行い、地域の魅力の増大を図ることで、まちの持続的な発展に寄与する景観まちづくりを推進していきます。

景観
形成方針

- 基本方針1…恵まれた自然景観や本市の原風景となる田園景観の保全と活用を図ります。
- 基本方針2…地域の景観資源を活かした魅力ある市街地・集落景観を創出します。
- 基本方針3…景観を育む心を醸成し、協働による景観づくりに取り組みます。